

南木曽町内における中央新幹線建設工事に伴う 工事用車両の通行等に関する変更確認書（第1回）

南木曽町（以下「甲」という。）、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「乙」という。）と東海旅客鉄道株式会社（以下「丙」という。）は、令和2年8月20日付で取交した「南木曽町内における中央新幹線建設工事に伴う工事用車両の通行等に関する確認書」（以下「確認書」という。）について、確認書第9条第1項に基づき、その一部を次のとおり変更する。

1. 確認書第2条第1項の別紙1及び別紙2を別紙1-1、別紙1-2、別紙2-1及び別紙2-2に変更する。また、これに伴い（参考）を合わせて変更する。
2. 確認書第4条第1項を以下のとおり変更する。

第4条 通行経路における工事用車両（通勤車両・特殊車両等は除く）の通行時間は、資機材運搬車両については、午前7時から午後7時までを基本とする。なお、町道棚橋線道路改良工事に伴う発生土運搬車両及び尾越工区の仮橋工事期間中における尾越非常口ヤード造成に伴う発生土運搬車両の通行時間は、午前8時から午後6時までとする。

変更確認書を証するため、本書を3通作成し、甲・乙・丙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年2月16日

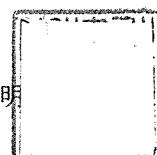
甲 長野県木曽郡南木曽町読書3668-1
南木曽町長

向井裕明



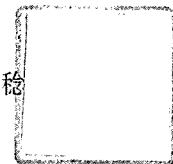
乙 岐阜県中津川市日の出町1丁目45番地
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
関東甲信工事局
中津川鉄道建設所長

吉野弘明



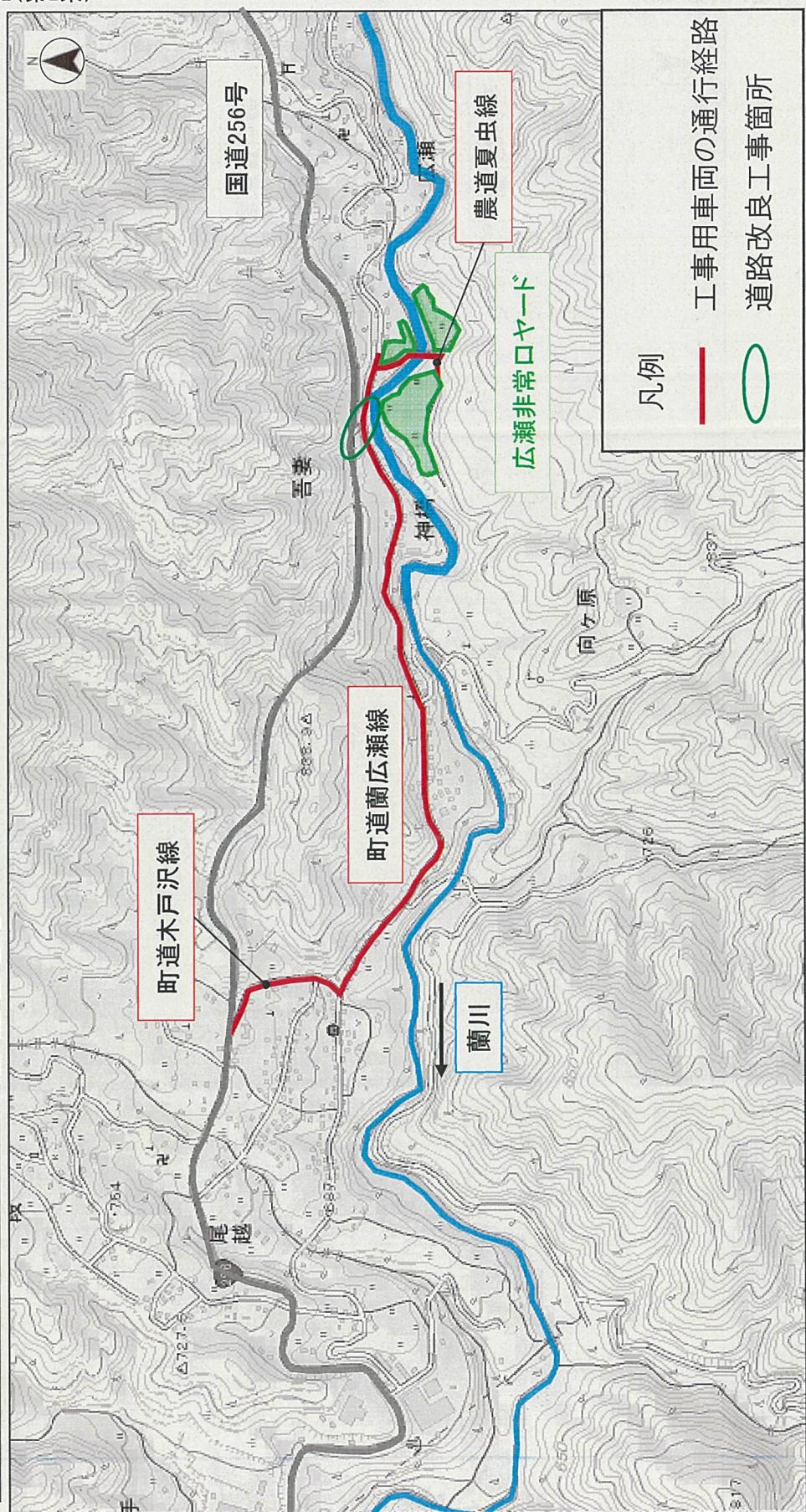
丙 長野県飯田市元町5451番地
東海旅客鉄道株式会社
中央新幹線推進本部
中央新幹線建設部 名古屋建設部
中央新幹線長野工事事務所長

平永



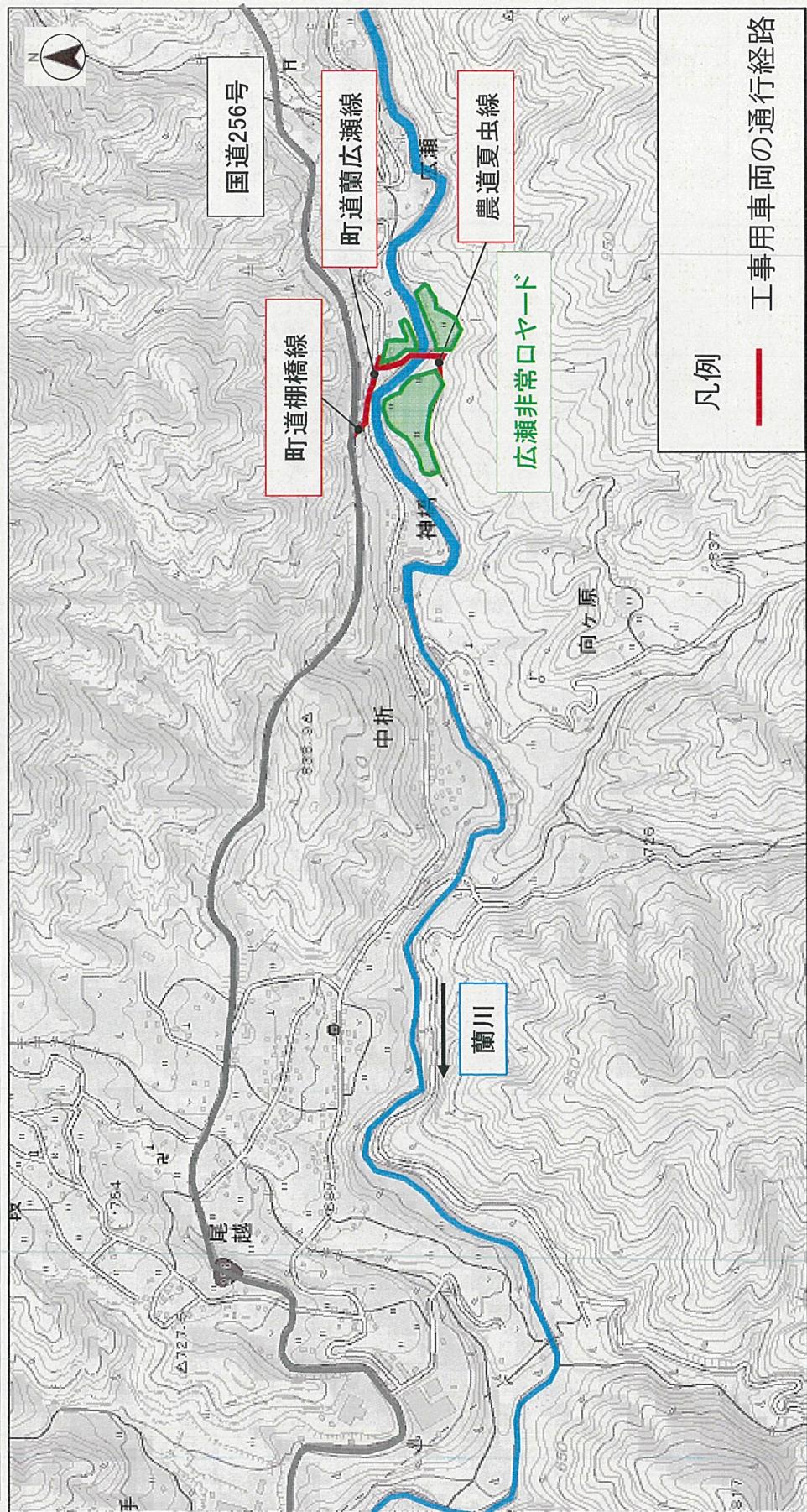
広瀬工区工事用車両の通行経路 (町道棚橋線道路改良工事期間中)

別紙1-1(第2条)



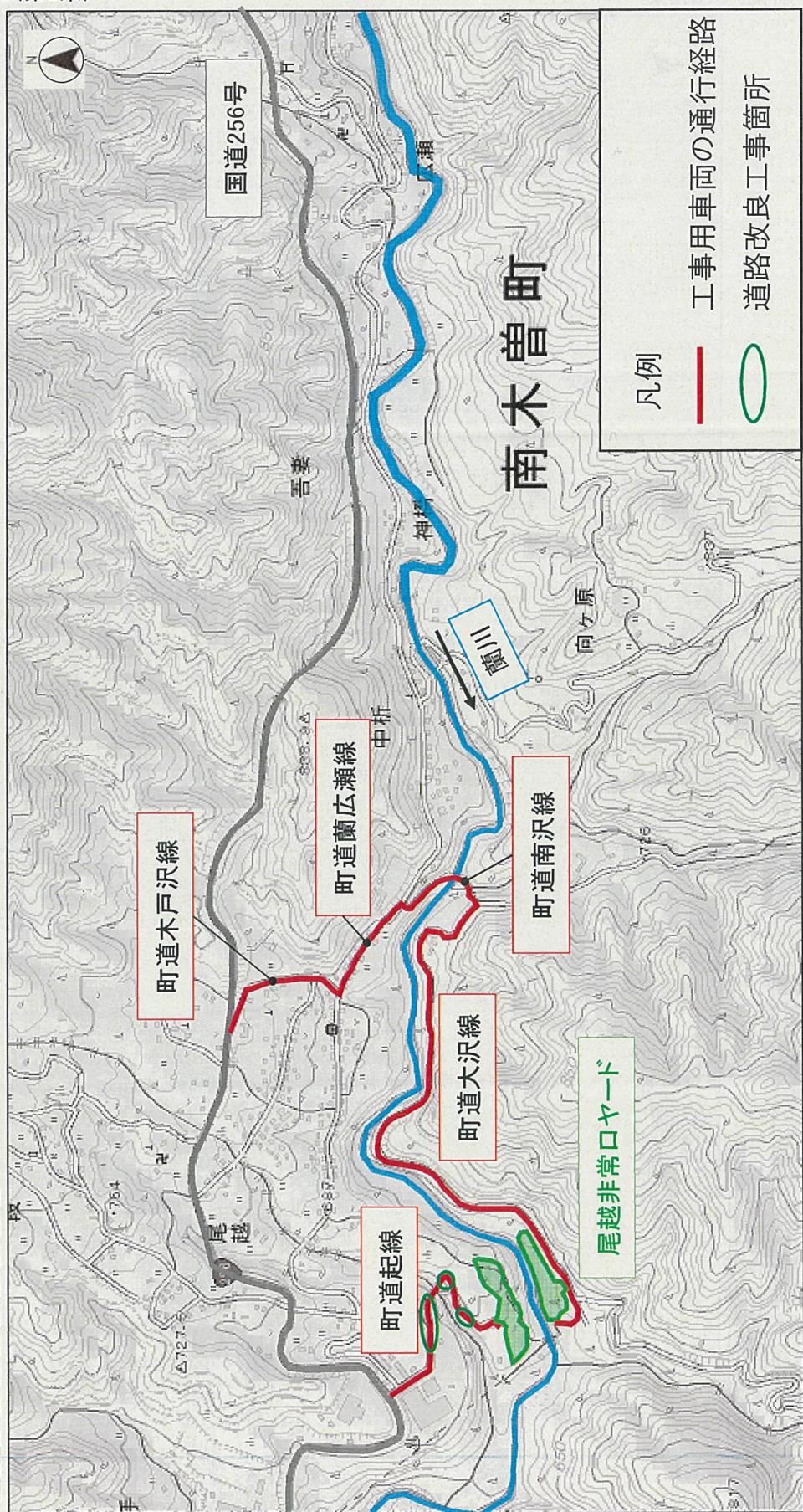
広瀬工区工事用車両の通行経路 (町道棚橋線道路改良工事完了後)

別紙1-2(第2条)



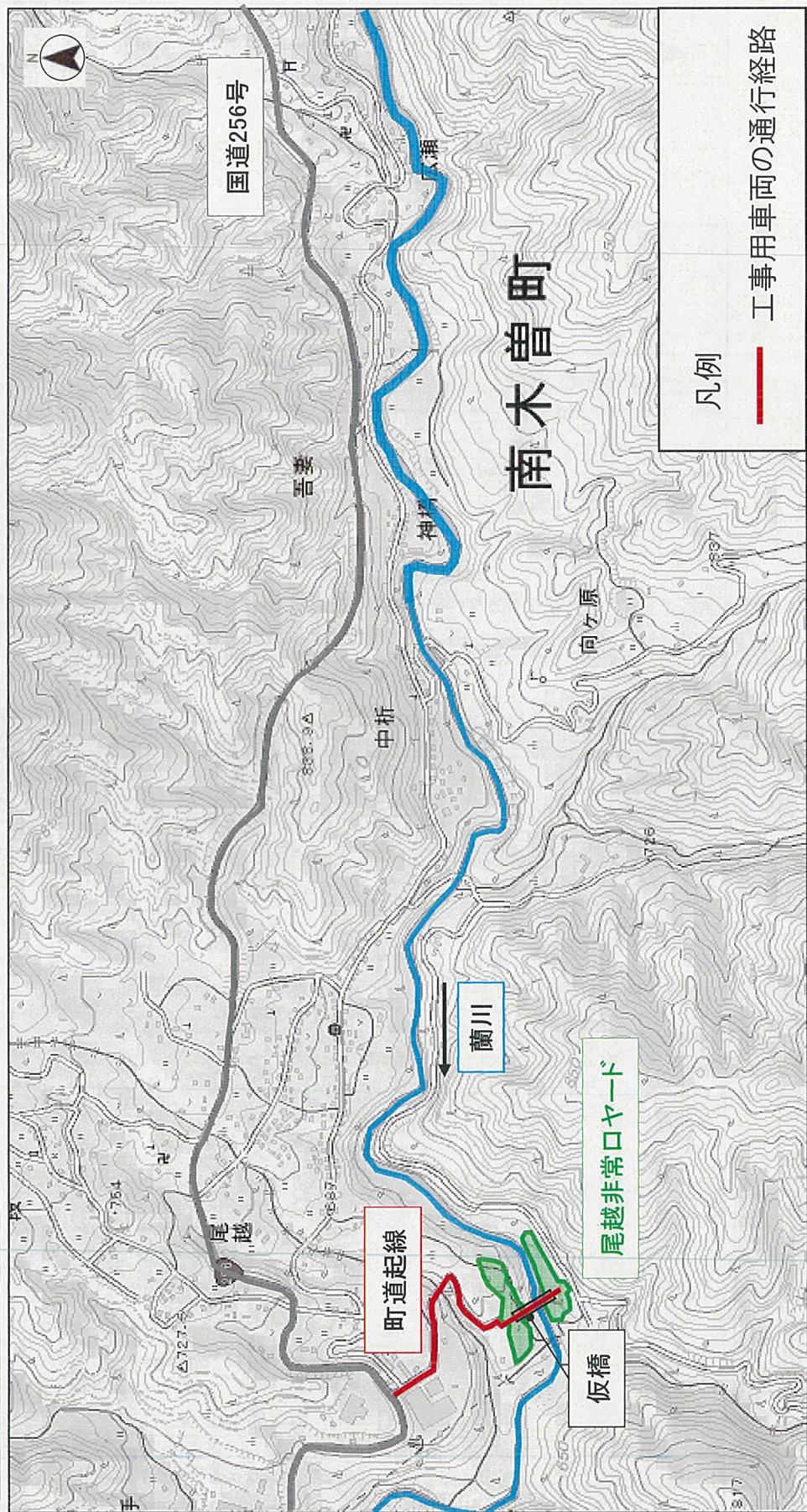
尾越工区工事用車両の通行経路 (仮橋工事期間中)

別紙2-1(第2条)



尾越工区工事用車両の通行経路 (仮橋工事完了後)

別紙2-2(第2条)



(参考)

工事段階		別紙番号
広瀬工区	町道棚橋線道路改良工事期間中	別紙 1-1
	町道棚橋線道路改良工事完了後	別紙 1-2
尾越工区	仮橋工事期間中	別紙 2-1
	仮橋工事完了後	別紙 2-2